

## 大都市圏周辺地域における「平成の大合併」の比較考察（下）

森 川 洋

I	はしがき	
II	埼玉県における市町村合併	
III	千葉県における市町村合併	
IV	茨城県における市町村合併	(以上 2012年10月号)
V	京都府における市町村合併	(以下 本号)
VI	兵庫県における市町村合併	
VII	奈良県における市町村合併	
VIII	大都市圏周辺地域の比較考察	
IX	むすびにかえて	
	【引用文献】	

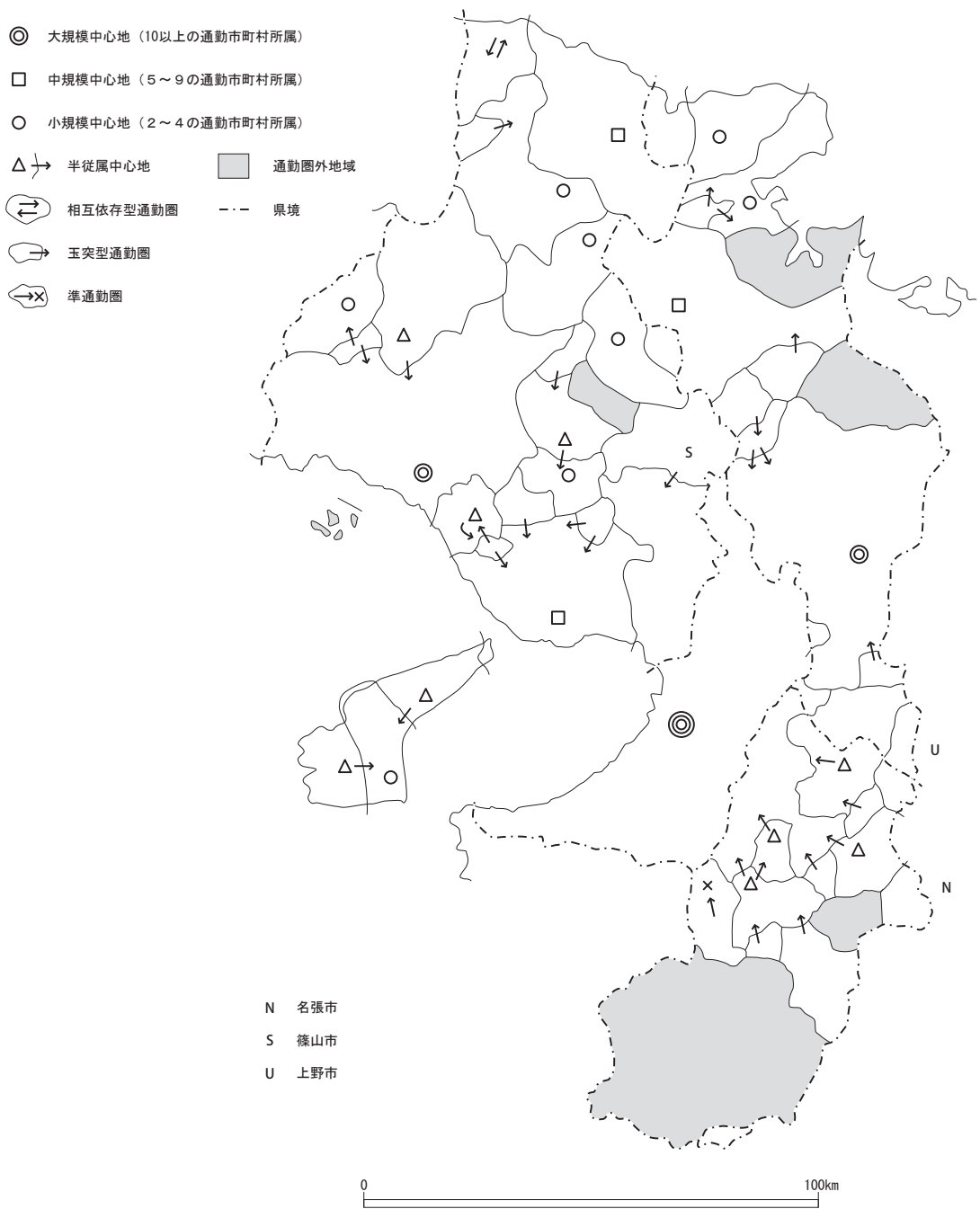
### V 京都府における市町村合併

#### 1. 通勤圏の形状と府の市町村合併への対応

京都府は大阪大都市圏の一角を形成しているとはいえ、大都市圏に含まれるのは京都市以南の地域で、府中北部には人口減少の激しい過疎地域もある。工業団地のある久御山町（17,080人）のように、財政力指数が1.21にも達するベッドタウンの町もあるが、0.2未満の町村が8つもある（表2参照）。

図1bによって通勤圏をみると、南部には京都市、奈良市、大阪市の通勤圏が広がる。八幡市では京都市の通勤圏（通勤率13.2%）と大阪市の通勤圏（15.8%）とが競合するが、大規模中心地としての京都市の通勤圏の南側では、奈良市と大阪市との通勤圏の競合地域が広く分布する。大阪大都市圏は京都府の南部にまで達しており、京都市の通勤

図1b 大都市圏周辺地域の通勤圏（大阪周辺）



資料：国勢調査2000年による。

圏は滋賀県西部にまで広がる。京都府の中北部には山間部を境にして中規模中心地の福知山市、小規模中心地の宮津市と峰山町の通勤圏があり、半従属中心地は存在せず、「通勤圏の傾斜」はみられない。広い市域をもつ舞鶴市は宮津市の就業者の5%が舞鶴市に通勤する準通勤圏をもつだけである。一方、峰山町は広い通勤圏をもつ町として知られ、その通勤圏を合併して市制を敷いた全国でも数少ない町の1つに数えられる（森川2011 d）。なお、通勤圏外地域は中部の美山町だけである。

京都府の合併推進要綱は『これからの市町村のあり方について』と題するもので、京都府・京都府市長会・京都府町村会の連名でもって2001年3月に発表された。合併推進要綱がこのようなかたちで遅く発表されたのは、後述の兵庫県の場合とともに全国でも数少ない例である。2000年2月に上記3者によって市町村行財政研究調査会が発足し、流域圏や経済圏などの調査に基づいてクラスター分析を行い、合併市町村の組み合わせを作成したといわれる。

合併の類型には、①中核市・特例市創造型、②都市圏域発展型、③都市・農山村融合型、④市制移行型、⑤行財政基盤強化型、⑥過疎地域連合型からなる合計26の組み合わせが示されたが、このなかには地域的に重複した組み合わせが多い。重複を避けたなかで小規模な組み合わせ——基本的パターンとは呼ばない——を考えると、北部では6、中部では3（京都市と亀岡市を除く）、南部では4で合計13となるが、大規模な組み合わせを考えると、北部2（舞鶴市を除く）、中部1（亀岡市を除く）、南部3で合計6となる<sup>(28)</sup>。表4に示すように、小規模な組み合わせでは人口1～3万人クラスが6地区で、なかには加悦町・野田川町や京北町・美山町のように1万人台の人口をもつものもあり、他の県に比べると小規模人口を目標とするものが多いといえる。なお、合併新法のもとで2007年に合併した木津川市は当時すでに合併協議が進行していたため、合併推進構想は作成されなかった。

この組み合わせと通勤圏との関係を見ると、両者が一致するのは福知山市と宮津市であり、豊岡市（兵庫県）の通勤圏に属する久美浜町をも含めると、峰山町でもほぼ一致する。通勤圏の発達の弱い京都府中部の山間部では両者の関係は不明瞭であるが、府南部の奈良・大阪通勤圏と京都市の通勤圏の境界線は合併パターンの組み合わせとも一致する。

## 2. 合併の経緯

表2と図4 bに示すように、京都府では市町村44のうち25（56.8%）が合併し、13

図4b 大都市圏周辺地域における市町村の合併状況（大阪周辺）



資料：各府県の資料およびグリグリ「市区町村変遷情報 詳細」(upd.uub.jp/)による。

(29.6%)は協議会解散または離脱し、亀山市、舞鶴市、綾部市、向日市、長岡京市、大山崎町の6市町(13.6%)が協議会不参加であった。この比率を上述の埼玉・千葉両県と比べると、合併比率が少し高い程度で大差があるとはいえない。協議会不参加の市町村の平均財政力指数は合併市町村や協議会解散の市町村に比べて最も高いが、平均人口では合併市町村が最も大きいのは京都市が含まれるためである。

京都府では4地域(丹後、中丹、京都中部、京都南部)からなる基本的地域区分に従って2001年に行政改革推進会議が設置され、組み合わせ試案の最も広い範囲をもって分科会が開かれた。その後分割によってより小規模な合併協議会が設置されたが、そのなかには26の組み合わせ試案と一致するものも多かった。

京都府においても、協議会が設置されてそのまま合併する順調合併がある。北部地域では2002年4月に「峰山町・大宮町・網野町・丹後町・弥栄町・久美浜町合併協議会」(法定)が設置され、順調に進行して京丹後市(市役所は峰山町)が形成された。「昭和の大合併」のときには郡の中心町を中心に周辺農村が統合されて新市が形成されることが多かったが(森川2008:55)、峰山町の通勤圏は面積も広く、当時は通勤圏も未発達であったため、当時からすでに合併計画があったわけではない。

福知山市の場合には、2001年6月には綾部市と舞鶴市を含めた6市町の研究会でもって出発したが、2003年4月には福知山市の通勤圏と一致した4市町(福知山市、大江町、三和町、夜久野町)からなる法定協議会を設置して、新・福知山市が誕生した。夜久野町の住民アンケートでは、「合併を進める」が30.5%、「合併しない」が28.3%、「どちらともいえない」が27.9%という僅差でもって合併に踏み切った<sup>(29)</sup>。そのほか順調合併には、京北町の京都市への編入があるが、京北町はこれまで合併を予定していた京都中部の研究会を離脱して京都市と合併した点では上記の順調合併とは異なるケースといえるかもしれない。

合併協議会を解散してその一部の市町村が合併した例も多い。府北部では2002年10月に「宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会」(法定)が設置されたが、新庁舎の位置や庁舎方式などをめぐって協議が難航した。野田川町が合併協議会から離脱して協議会は解散し、2005年2月には加悦町、岩滝町、野田川町の3町でもって法定協議会を設置して合併し、与謝野町(町役場は岩滝町)が誕生した。その際に、伊根町(3,112人、0.11)は宮津市(23,276人、0.51)との合併を敬遠して単独存続となった。

京都府中部には過疎地域が広がり、8町の合併は「昭和の大合併」から計画されていた。2001年には亀岡市を含む9市町で研究会が設置されたが、亀岡市は単独存続となり、

上述のように、2002年11月には京北町が京都市に合併協議を申し入れて京都市に編入したので、同年末には残りの7町でもって北桑田・船井地域任意合併協議会が設置された。しかしその後も丹波町、和知町、瑞穂町の3町が合併協議から離脱したので、園部町、八木町、日吉町、美山町の4町でもって法定協議会を設置して南丹市（市役所は園部町）が誕生した。協議会を離脱した丹波町、和知町、瑞穂町も2004年4月に法定協議会を設置して合併し、京丹波町（町役場は丹波町）が誕生した。

京都府南部では2002年7月に7町村でもって相楽郡任意合併協議会を設置したが、木津町が法定協議会の設置案を否決して任意協議会を解散した後、木津町、山城町、加茂町の3町でもって2005年4月に法定協議会を設置し、木津川市（市役所は木津町）が誕生した。3町は将来的には相楽郡7町村での合併も検討するとしており、精華町も合併特例法による合併にとらわれず、将来的な合併を視野に入れるとの意向を示している。相楽郡東部は人口減少地域であり、合併から取り残された3町村（和東町、笠置町、南山城村）は2008年に相楽東部広域連合を結成し、3町村の教育委員会を連合して笠置町・南山城村で1中学と和東中学の計2校に統合した。市町村合併なしに広域連合でもって小中学校を統合するのは全国的にも珍しい例である<sup>(30)</sup>。

合併協議会が解散して構成市町村のすべてが単独存続にとどまったのは1例だけである。2002年1月に7市町（八幡市、京田辺市、久御山町、宇治市、城陽市、井手町、宇治田原町）でもって設置された研究会は任意協議会に移行したが、人口も多く財政力の豊かな京田辺市（59,577人、0.69）と久御山町が法定協議会不参加を表明して協議会は解散した。その後、宇治市、城陽市、井手町、宇治田原町の4市町でもって2006年7月に設置された任意協議会は住民も首長も合併を希望しないので協議は進展せず、翌年には解散した。財政力のあるベッドタウンでは自治に対する思いはさまざまであり、財政状況の厳しい農村部のように合併は進展しなかった。

以上が京都府の市町村合併である。全体的にみれば、市町村合併が成立した場合にも協議会が解散した場合にも、比較的単純に進行したといえる。図4bに示すように、南部のベッドタウン地域と中北部の農村地域の間には顕著な対照性がみられ、ベッドタウン地域では協議会が解散した市町がみられる。表6によると、合併終了後の26市町村のうち人口0.5万人未満が4を数え、1万人未満は6（23.1%）を数える。後述のように、京都府は合併特例交付金を拠出しなかった代わりに2004年度から「京都府市町村未来づくり交付金」を京都市を除く全市町村のまちづくり事業等に対して交付しているが、合併市町村にのみ交付されるものではない。

## VI 兵庫県における市町村合併

### 1. 通勤圏の形状と県の市町村合併への対応

兵庫県の通勤圏では、図1bに示すように、県南部には大阪市、神戸市、姫路市の有力な通勤圏が東西に連なり、加古川市は神戸市の半従属中心地をなしている。神戸市の通勤圏は比較的狭く中規模中心地に当たるが、姫路市は17の市町を通勤圏に含める大規模中心地である。上述の千葉県において顕著にみられたように、大都市圏から地方の農村地域にかけて通勤圏は著しく「傾斜」しており、中北部では小規模な通勤圏をもつ半従属中心地が発達する。中部には社町、西脇市、山崎町、佐用町やさらにその北側には氷上町、和田山町、八鹿町などの小規模中心地や半従属中心地が立地し、日本海沿岸には中規模中心地・豊岡市の通勤圏がある。淡路島では、小規模中心地の洲本市とその半従属中心地としての津名町と三原町がある。通勤圏外地域は家島町と山南町だけである。

なお、2000年の国勢調査の時点では篠山市はすでに合併していたため、全域が三田市の準通勤圏に属するが、合併以前には篠山町が小規模な半従属中心地をなしていたと考えられる。1999年4月1日に多紀郡4町の合併によって新市となった篠山市は、「平成の大合併」の旧特例法が適用された最初の都市であるが<sup>(31)</sup>、2000年の国勢調査の時点では1市に数えられ、1999年の資料をうることができないので、本稿では1市として扱うことにする。

兵庫県では、合併推進要綱に当たる『今後の市町経営のあり方に関する検討指針』が2001年1月に作成され、いくつかの広域行政圏が掲載されているが、基本的パターンは示されなかったし<sup>(32)</sup>、長野県などと同様に合併特例交付金も交付されなかった（森川2010b）<sup>(33)</sup>。とはいえ、同年には市町経営のあり方検討支援本部が設置され、合併重点支援地域として4地区が指定された。長野県や福島県の状況に比べると市町村合併率は著しく高く、1999年の「平成の大合併」開始時点の市町数91（篠山市誕生前）は41（45.1%）へと減少している。京都府の場合と同様に、合併推進構想も作成されず、合併新法のもとでの合併は皆無であった。

### 2. 合併の経緯

表2と図4bに示すように、兵庫県では88（2000年国勢調査時点）の市町村のうちでは合併したのは66（75.0%）、協議会解散または離脱は6（6.8%）、協議会不参加は

16 (18.2%) であり、協議会不参加の市町は神戸市を中心とした東南の都市部に多く分布する。伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町では阪神北部広域行政推進協議会（研究会）を設置して合併を視野に入れた検討はなされたが、それ以上は前進しなかった<sup>(34)</sup>。その他の東南部市町では、市町村合併に向けた動きはほとんど示していない。しかも、埼玉県や千葉県、奈良県とは異なって協議会解散または離脱の市町数が少なく、表2に示すように、茨城県と類似して市制施行予備軍ともいえる人口1～3万人の町が多く存在しており、茨城県に次いで多くの新市が誕生したところに特徴がある。

上述のような事情により、兵庫県では各市町は合併推進要綱の基本的パターンを考慮することなく、それぞれ独自の範囲で研究会が設置されたが、市町村合併においてとくに複雑な経緯をたどった地域は見当たらない。なかには姫路市のように、25市町でもって研究会を設置したところもあり、県北部では香住町が豊岡市、城崎郡、美方郡、出石郡11市町による合併協議を申し入れたこともあったが、郡単位の比較的狭い範囲で研究会や任意協議会を設置した場合が多かった。

なお、表6において篠山市を含めて計算すると、新たに形成された合併市町19のうちでは新市が8つ、人口3万人未満の町は5つ誕生し、1万人未満の町村はまったく消滅したことになる。兵庫県における新市の誕生は25の合併市町のうち11を数える茨城県に次いで多く、兵庫県の市町村合併は総務省の合併目標によく適応したかたちで進化したとみることができる。

市町村合併と通勤圏との関係をみると、相互依存型通勤圏を形成する新温泉町をはじめ宍粟市（市役所は山崎町）や加東市（市役所は社町）、朝来市（市役所は和田山町）、丹波市（市役所は氷上町）では両者がほぼ一致する。丹波市の場合には、福知山市（京都府）を指向する市島町と通勤圏外地域に属する山南町を含めた合併である。西脇市の通勤圏では、玉突型通勤圏に当たる加美町と中町、八千代町が多可町（町役場は中町）として独立し、西脇市と直接合併したのは黒田庄町だけである<sup>(35)</sup>。

広大な通勤圏をもつ姫路市の場合には合併の話し合いは広い範囲で始まったが、4町を編入しただけで、西側にはたつの市が衛星都市として独立した。上記のように、浜坂町と温泉町の合併による新温泉町（町役場は浜坂町）の形成は日常生活圏に適合したものとといえるが、城崎郡香住町と美方郡の村岡町、美方町の3町による香美町（町役場は香住町）の形成は通勤圏を無視した合併であった。美方町は村岡町を第1位通勤先とし、村岡町は八鹿町の通勤圏に属するのに対して、香住町は豊岡市の通勤圏に属し、しかも上記のように、2001年には香住町が豊岡市、城崎郡、美方郡、出石郡11市町での合併協



議の申入れを行った経緯がある。淡路島では北端の淡路町（神戸市の通勤圏）以外の多くの町は洲本市の通勤圏に属するが、淡路市（市役所は津名町）、洲本市、南あわじ市（市役所（分庁方式）は旧三原郡生活文化会館）の3市が形成され、洲本市は日常生活圏を分割されることになった。

兵庫県の市町村合併では合併協議会を設置してそのまま合併した順調合併が多い。篠山市（4町）をはじめ養父市（4）、丹波市（6）、南あわじ市（4）、朝来市（4）、三木市（2）、西脇市（2）、加東市（3）の計8市（29市町）と多可町（3）は、最初に設置された合併協議会の市町がそのまま合併した市町である。

もちろん、協議会を設置・解散して構成市町も変更した複雑な経緯をたどるものもある。①淡路島では南あわじ市は順調合併に属するが、中北部では津名郡・洲本市合併研究会が2000～01年に設置された後、2002～03年には洲本市・津名町・五色町合併協議会と淡路町・北淡町・東浦町合併協議会とに二分され、2003年2月には淡路町・北淡町・東浦町合併協議会に一宮町と津名町が加わり、5町でもって法定協議会を設置して合併し、淡路市が誕生した。一方、同時期に洲本市は通勤圏よりも狭い圏域でもって五色町との合併に合意し、新・洲本市が発足した。

②2003年2月に設置された宍粟郡5町と姫路市（1市4町）の2つの任意協議会に同時に加入していた宍粟郡安富町は、宍粟郡4町が2003年7月に宍粟市の誕生を目標として法定協議会を設置したときには加入せず、将来の発展がより期待される姫路市との合併に踏み切った。安富町は宍粟郡の一部事務組合に属していたが、安富町の姫路市合併後は安富町だけでなく、宍粟市全域についての一部事務組合を姫路市で運営する方式に変更している。③佐用郡4町については2003～04年に法定協議会を解散した後、佐用町・上月町2町間の合併協議会を立ち上げ、それに南光町が加わり、さらに三日月町も加入して、結局元の4町でもって新・佐用町が発足した。姫路市と佐用町の通勤圏の境界地域にある三日月町は、安富町の場合とは反対に、同一郡内での合併にとどまることになった。

大規模な合併協議会が解散後、2・3に分かれて新市町が誕生する場合はよくみられる現象である。④城崎郡香住町は美方郡4町からなる合併協議会に参加したが、その協議会の解散後二分されて新温泉町と香美町が発足したことは上述の通りである。⑤姫路市の場合には、旧特例法の有効期間が終わる2006年3月に周辺4町と3つの合併協議会を合わせて合併したが、3つの合併協議会を別々に設置したのは夢前町と家島町の編入合併への対応が遅れたためといわれる。家島町では地域特性を活かして編入条件に若干

の差異があったようである<sup>(36)</sup>。なお、⑥福崎町との法定協議会を設置していた香寺町では、2005年の住民投票では姫路市との合併支持が48.6%に対して福崎町との合併支持が46.9%となったので、協議会を解散して姫路市との合併に踏み切ったという経緯がある。

合併協議会が解散して合併に至らなかった地区もある。⑦相生市・赤穂市・上郡町の場合には、任意協議会が2003年に1ヶ月だけ設置された後すぐに解散し、その後赤穂市・上郡町合併協議会と相生市・上郡町合併協議会が2003年11月にほぼ同時に設置された。しかしいずれも2007年には解散し、3市町はそれぞれ単独存続となった。

そのほかにも、協議会を離脱または解散して単独存続になったものに、上記の福崎町のほかに市川町と太子町がある。2005年1月には神崎町・大河内町合併協議会に市川町が一時期だけ参加したが、市川町を除いて神河町（町役場は大河内町役場）が発足した。市川町は下水道整備が遅れており、他の2町との合併が破談となったといわれる。太子町（31,960人、0.63）は、上述のように、2003年4月に龍野市と揖保郡3町との合併協議会に遅れて加入したが、翌年には離脱して単独存続となった。

以上が兵庫県における市町村合併の経緯である。兵庫県は大都市圏から過疎地域まで多様な地域から構成されており、市町村合併についても種々のケースがある。そのなかでは協議会の解散によって単独存続になったのは6市町（市川町、太子町、福崎町、上郡町、相生市、赤穂市）だけで、比較的少ない。兵庫県は市町村の自主的合併を重視し、しかも県内には神戸市をはじめ大都市圏地域が16市町（17.6%）を占めるにもかかわらず、市町村合併した市町村は69を数え、合併率は75.8%という高水準に達した。

人口密度が低い中山間地域では郡を単位とした大規模な合併が多く、しかも比較的順調に合併が進捗したのに対して、都市の発達した沿岸部付近では2・3の市町が合併した場合が多い。新市は8あって、全国的にも茨城県に次いで多いのが特色といえる。たしかに、本県では市制施行予備軍とみられる人口1～3万人の町村を多く保有していたが、表1に示すように、「昭和の大合併」以後の都市化による新市の誕生は少なく、京都府や奈良県と類似して関西の大都市圏周辺地域では1960年以降における都市化の進展は著しく遅れていた。したがって、長崎県などにみられるように、新市の誕生においても過疎地域の多数の町村の合併によって人口3万人に達した場合が多い（森川2012b）。養父市（26,501人、2010年）では市制施行後人口が3万人未満に減少している。したがって、兵庫県における新市の誕生は、大都市圏周辺地域における茨城県の現象と同一視することはできないであろう。

そうしたなかであって、家島町を含めた農村部4町を合併した姫路市は、人口53.6万人（2010年）と面積534.4km<sup>2</sup>をもつ都市となった。姫路市は政令指定都市を狙って合併を広く呼び掛けたが、現在政令指定都市の制定基準は人口約70万人に置かれており、現状では可能性があるとは考えられていない。

## Ⅶ 奈良県における市町村合併

### 1. 通勤圏の形状と県の市町村合併への対応

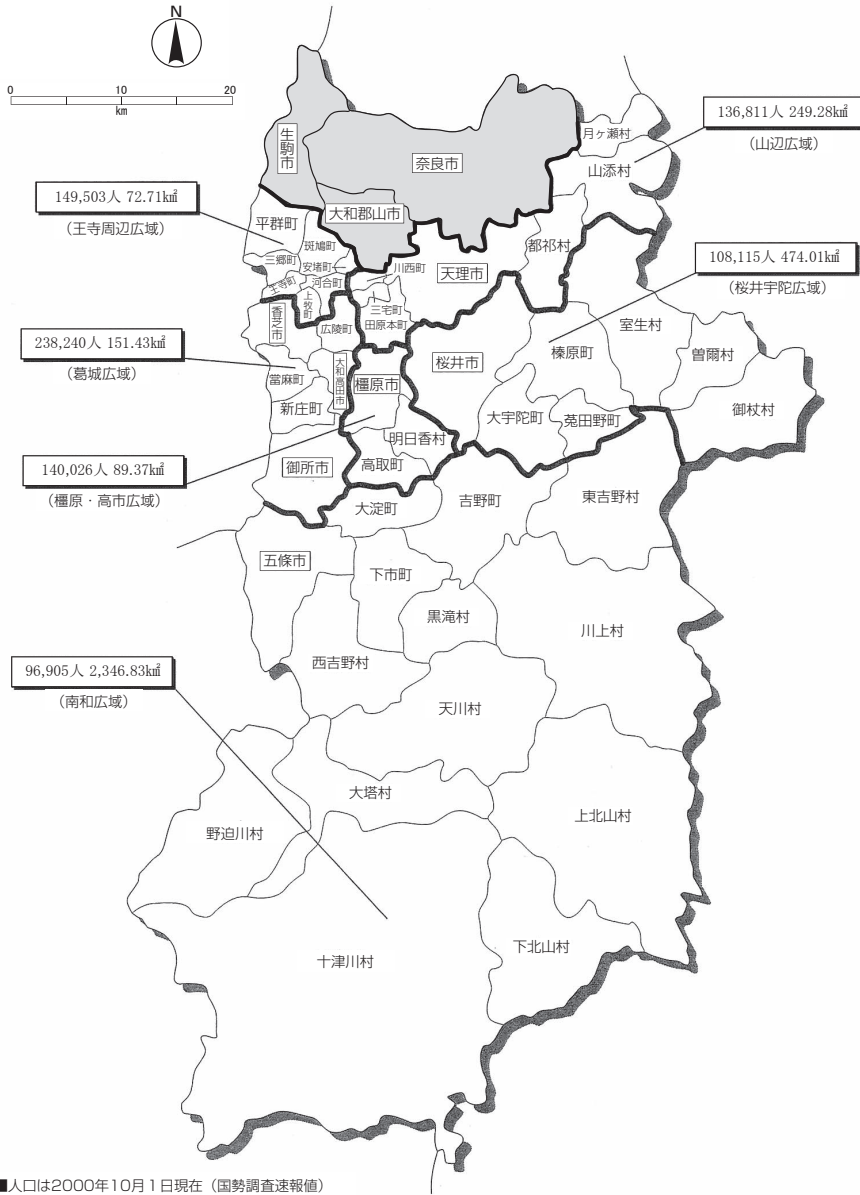
表2に示すように、奈良県では人口0.5万人未満の町村が15（31.9%）、0.5～1万人クラスが9（19.1%）を占め、財政力指数0.2未満が11（23.4%）を数え、小規模な人口をもつ過疎町村が多く含まれる。とくに南部山地には野迫川村（783人、0.09）や大塔村（812人、0.07）のように、人口1,000人未満で財政力もきわめて厳しい村がある。この点では、奈良県は大都市圏周辺地域というにはほど遠い存在であるが、図1bにみられるように、県北部の平野部の市町村のほとんどが大阪市の通勤圏に属し、東部の室生村でも8.7%が大阪市に通勤する。工場などの事業所が少ない県内には独自の通勤圏をもつ通勤中心はまったくなく、半従属中心地といえる都市も奈良市と橿原市であり、町村の分布上の位置から榛原町と大淀町も半従属中心地の資格を得る。奈良市は天理市の第1位通勤先となるだけであるが、京都府南部に通勤圏が広がるので中規模の通勤圏をもつことになる。大和郡山市、桜井市、大和高田市などの通勤圏は大阪市への通勤圏の陰に隠れた存在で、東部には三重県の上野市や名張市に通勤する町村もある。さらに、中南部の山間部には通勤圏外地域に属する6町村がある。

合併推進要綱の作成においては、市町村合併を中核市・特例市移行型、市勢拡大型（人口10万人以上）、市制移行型（人口5万人前後）、地域強化型（人口1～2万人前後）に類型化して、8つの指標<sup>(37)</sup>を用いて市町村の結びつきによる組み合わせが示された。合併における「1つのきっかけを提供するもの」としての基本的パターンは、図8に示すように、奈良、生駒、大和郡山3市を除く6つの広域市町村圏からなるが、それとは別に14に細分した別のパターンも示される<sup>(38)</sup>。

上記の6つの基本的パターンのなかでは、人口が最も少ない南和広域（14市町村）でも人口96,905人、面積2,346.83km<sup>2</sup>からなり、大規模な人口と面積をもつ都市形成を考えたものであったが、3地区に細分した案も示された。

図8 奈良県における合併推進要綱の基本的パターン

# 奈良県



資料：市町村合併問題研究会編 (2001：159) による。

旧特例法における市町村合併が終了した2006年の時点では、47市町村が39に減少しただけで合併進捗率はきわめて低く、人口1万人未満の町村が18も残存していたので、合併推進構想が作成された。その基本的な考え方としては、①人口1万人未満の町村の解消、②新たな市制施行、③人口10万人以上の市勢拡大があげられ（奈良県2006）、**図9**に示すように、すでに合併した市町村も含めて9つの組み合わせが提示された。それは、奈良市や天理市の組み合わせや南和広域の分割など、合併推進要綱の基本的パターンとは異なる組み合わせとなった。

その理由には、これまでの市町村合併による状況変化が考慮された。奈良市・山添村の場合には、山添村（4,967人、0.28）は消防・救急業務や広域的な地域振興において天理市を中心とした一部事務組合に加入し、ゴミ処理業務は天理市に事務委託してきたが、月ヶ瀬村（1,962人、0.22）と都祁村（6,797人、0.45）が奈良市に編入したため、広域行政圏が分断状態となったためである。さらに、奈良市の水源ダムが奈良市と山添村に跨がることも合併推進の理由にあげられた。

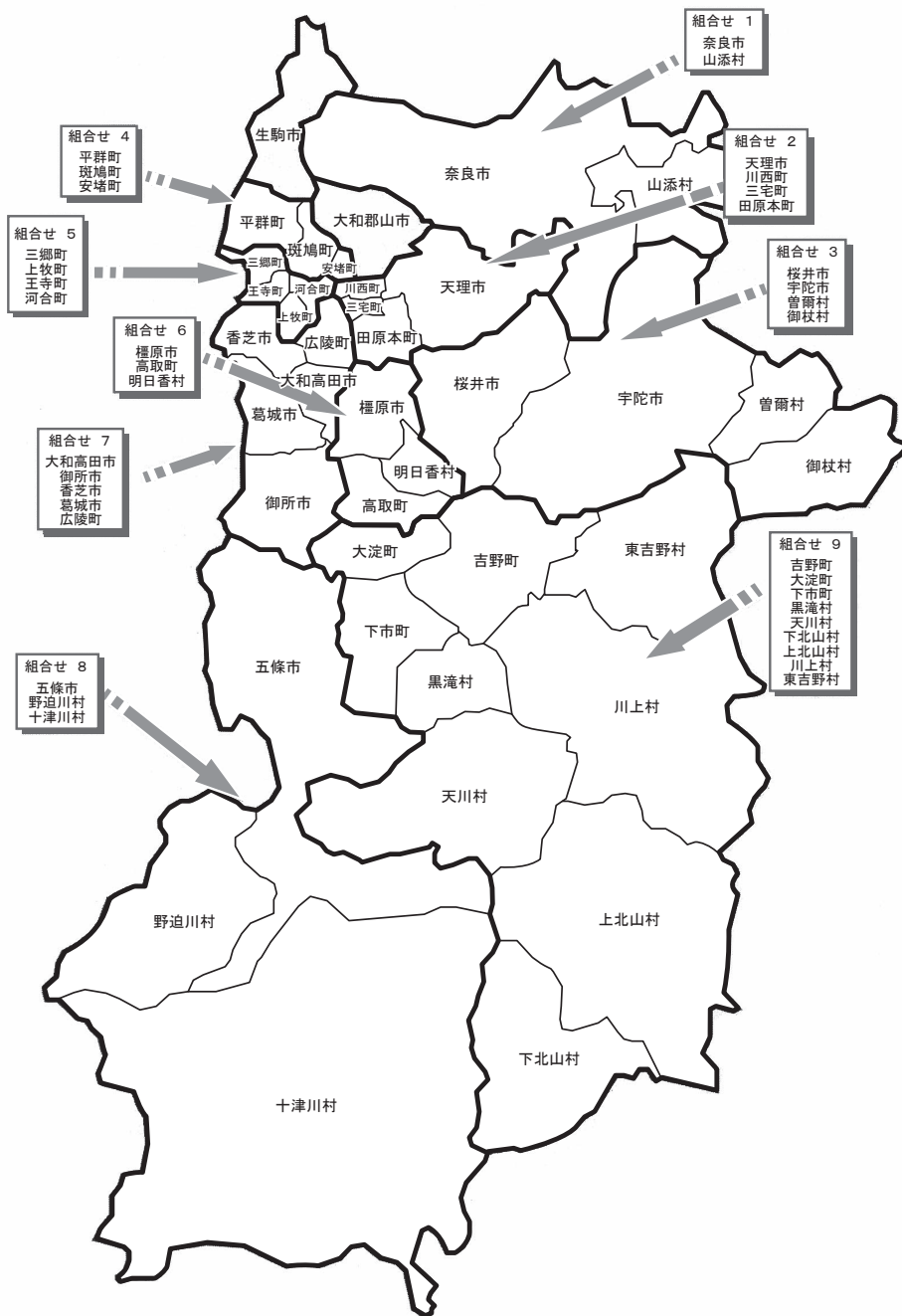
一方、王寺周辺広域では旧特例法のもとでは7町での合併が実現せず、合併推進構想では分割されることになった。平群、斑鳩、安堵3町は消防・救急業務や介護認定審査会の設置運営などについて共同処理しており、行政的な結合が強いため3町の合併構想が合併対象地域に示された。しかもこの地域は、世界遺産に登録された法隆寺など歴史ある地域であり、一体とした新市の建設が有効なものと考えられた。

しかし、兵庫県の場合と同様に、合併新法下における市町村合併は皆無に終わった。旧特例法のもとで合併できなかったのも、市町村合併は「もう終了した」との意識も強く働いたし、合併市町から合併のメリットは聞かれなかったのも、思いとどまったところもあったといわれる。

## 2. 合併の経緯

**表2**と**図4b**に示すように、47の市町村のうち合併した12（25.5%）に対して、25（53.2%）が協議会解散または離脱による単独存続にとどまり、協議会に不参加の市町村が10（21.3%）を数える。協議会解散か離脱の市町村比率が山形県（50.0%）や北海道（45.3%）、宮崎県（40.9%）、千葉県（33.8%）、埼玉県（33.7%）よりも高く過半数に達するのは、——全都道府県を検討していない段階で正確なことはいえないが——おそらく全国的にも最高ではないかと推測される。しかもそのなかには、協議会が構成市町村の一部を変更しながら何度も解散した市町村も含まれる。

図9 奈良県の合併推進構想における構想対象市町村の組み合わせ



資料：奈良県（2006：20）による。

一方、協議会不参加の市町村には生駒市、大和郡山市、天理市、香芝市、大和高田市、御所市、広陵町、山添村、川上村（2,558人、0.12）、十津川村（4,854人、0.25）があり、都市部だけでなく、南部の小規模村が含まれるのが注目される。県南部の大淀町、下市町、吉野町では商業が発達しているが、北海道の場合と同様に、町村が広大な面積をもつため合併の効果は得られないし、公共施設の統合は不可能と考えられたからであろう。

合併協議会の設置範囲が合併推進要綱の基本的パターンと一致したのは、王寺周辺広域（7町）だけである。この地域では、1991年に早くも7町の合併による市制施行が計画され、2003年6月には住民発議による法定協議会が設置されたが、合併の是非を問う住民投票の結果、平群町は賛成56.1%、斑鳩町は反対78.3%、王寺町は反対69.5%となり、2004年に王寺町と斑鳩町が合併協議からの離脱を表明し、2005年2月になって協議会を解散した<sup>(39)</sup>。斑鳩町では由緒ある地名の喪失が問題になったと推測されるが、合併反対理由として前面には現れていない。

勉強会の設置は郡単位によるものが多かったが、合併が成立したのは次の4地区だけである。①大和高田市、御所市、香芝市、新庄町、當麻町、広陵町の6市町による合併は旧特例法の期限内での合併が不可能と判断され、2002年4月に新庄町・當麻町の2町による法定協議会の設置に変更された。住民アンケート（投票形式）によると、新庄町は賛成48.8%、反対45.6%、當麻町は賛成42.4%、反対52.1%であったが<sup>(40)</sup>、合併協議を継続し、葛城市（市役所は新庄町）が誕生した。②2003年4月には新生五條市合併協議会が設置されたが、野迫川村（783人、0.09）が離脱し、五條市に西吉野村（3,911人、0.14）と大塔村（812人、0.07）が編入して水系を越えた細長い市域が形成された。野迫川村は同一郡内の大塔村、西吉野村との対等合併を希望しており、五條市と合併した場合には議員数の確保や消防署の大塔村設置などの条件で、合併反対が強かったといわれる。野迫川村は県内最小規模の村であるが、住民サービスは以前と同様に行われており、特別な問題はないとのことである。ただし消防は県内唯一の非常備村であり、大火の際には近隣市町村の援助を受けることになる<sup>(41)</sup>。

③奈良市では、上記のように月ヶ瀬村と都祁村を編入した。2002年2月には月ヶ瀬村、都祁村、山添村の3村でもって研究会を設置していたが、奈良市に合併協議を申し入れた際に上野市（三重県）の通勤圏に属する山添村では、住民投票の結果が賛成44%、反対56%となり、合併協議会に加入することなく単独存続を貫くこととなった。④宇陀地区6町村では1999年に任意協議会を設置した後、2001年11月になって東吉野村（2,909

人、0.11)が加入して法定協議会に移行したが、東吉野村、曾爾村(2,472人、0.13)、御杖村(2,623人、0.11)が離脱して協議会は解散した。その後2004年9月に宇陀郡4町村(大宇陀町、菟田野町、榛原町、室生村)でもって法定協議会を設置して合併し、宇陀市(市役所は榛原町)が誕生した。協議会を離脱した曾爾村と御杖村も法定協議会を設置したが、2003年5月に解散した。

合併が成立した場合でも、合併への途中で一部の町村が離脱したことがある。上述のように、五條市の合併では野迫川村が離脱しており、宇陀市の形成においても東吉野村、曾爾村、御杖村が離脱した。上記の王寺周辺広域は合併協議会を設置して解散した例であるが、そのほかにも、少なくとも二度以上設置していずれも解散した例がある。橿原市や桜井市など7市町村は3つの基本的パターンに跨がるかたちで2003年3月に中和地区市町村合併問題協議会(任意)を設置したが、明日香村が明日香法<sup>(42)</sup>の扱いをめぐって合併協議から離脱を表明し、橿原市は明日香村を除く6市町での合併に対して慎重な態度を示し、協議会はその年のうちに解散した。翌年7月には桜井磯城任意合併協議会(桜井市、川西町、三宅町、田原本町)を設置したが、2005年3月には解散して4市町はいずれも単独存続となった。

一方、吉野郡町村合併検討協議会(任意)は2002年7月に8町村でもって設置され、翌年3月には7町村で法定協議会に移行した。2003年2月には東吉野村は法定協議会不参加を表明して宇陀地区合併協議会に参加したが、住民投票では吉野地区との合併が58.8%、宇陀地区との合併が41.2%となり、宇陀地区の協議会からも離脱した。その直後に東吉野村も吉野郡町村合併協議会に参加して、元の8町村からなる法定協議会が設置されたが、翌年解散した。その後2004年6月には飛地をなす吉野町、上北山村、東吉野村でもって任意協議会を設置したが、2ヶ月後に解散した。さらに、上北山村を除いて吉野町と東吉野村でもって法定協議会を設置したが、東吉野村の合併の是非を問う住民アンケートの結果賛成が36%、反対が58%となり、2005年3月には協議会を解散した。さらにまた、黒滝村と天川村は2004年に任意協議会を設置して法定協議会に移行したが、2005年に解散している。大淀町と下市町、下北山村は最初の協議会解散以後再度設置することなく、単独存続を貫いてきた。

このなかでは、参加と離脱を繰り返した東吉野村の動静が注目される。東吉野村は吉野郡に属し、古くから筏流しによる林業の盛んな村であったが、明治以後陸送が発達し、桜井市への木材運搬が行われるようになり、サラリーマンが増加してきた。したがって、今日の東吉野村は流域圏と交通圏(榛原町への通勤率4.6%)の2つの異なる生活圏が形



成された。宇陀郡と吉野郡の警察や法務局の管内にある。そのため、最終的には住民投票の結果、協議会は解散し、合併協議はまとまらないものとなった。東吉野村は財政難で、将来に対する不安はあるが、いますぐには合併の動きはないとのことである<sup>(43)</sup>。

以上のように、奈良県では多くの未合併市町村を残したまま「平成の大合併」が終了した。北部の大都市圏周辺地域と南部の過疎山村地域からなる奈良県において、協議会解散による単独存続の市町村が多い。協議会解散には住民投票や住民アンケートの結果とか合併市町村の名称や庁舎の位置など合併協議項目などにおいて合意に達しない場合が多いといわれるが<sup>(44)</sup>、南部の町村にとっては地理的にみて合併の効果が乏しく、北部の市町村では歴史ある市町村名が消失したり文化財の管理に疑問が生ずるなどの問題が合併の阻止要因として作用したかもしれない。いずれにせよ、財政力豊かな埼玉県や千葉県における協議会解散の要因とは異なるように思われる。

## VIII 大都市圏周辺地域の比較考察

これまで大都市圏周辺地域6府県の市町村合併について、一定の項目に基づいてその実態を考察してきた。その特徴をまとめると次のようになる。

### 1. 大都市圏周辺地域6府県における一般的特徴の整理

まず重要なことは「昭和の大合併」による市町村の人口規模とそれ以後の変化である。表1によると、先にも触れたように、1960～2000年間には人口3万人未満の町村数は減少し、3万人以上の都市の数が増加するのが6府県の一般的傾向であるが、都市の成長状況は府県によって異なる。人口3万人以上の都市比率が高く、しかも最も増加しているのは埼玉県と千葉県であり、茨城県がそれに次ぐ。これに対して、関西の3府県では都市の成長速度が遅く、京都府と兵庫県では1万人未満の町村数がやや増加しており、奈良県については小規模町村の数はやや減少しているものの、1万人未満の町村比率がきわめて高く、東京と大阪の大都市圏周辺地域の間には顕著な差異が認められる。

そうしたなかで、人口1～3万人の町村比率が最も高いのは茨城県の44.7%であり、千葉県の35.0%、兵庫県の34.1%がこれに次ぐ。1960年に1～3万人クラスの町村が40.4%であった埼玉県では25.0%に減少しており、代わって3万人以上の都市が26.6%から59.8%へと33.2ポイントも増加しており、都市中心の地域に移行したといえる。こ

うした町村規模の差異が新市誕生に大きく関与したものと考えられる。

それと関連して重要なことは、表5にも示されるように、大都市圏周辺地域では「平成の大合併」以前においても町村の人口増加による市制施行が継続して行われてきたことである。そのなかには単独で市制を敷いたものだけでなく、町村合併によるものも含まれている。地方圏では、高度経済成長期以後人口減少や財政窮乏をずっと我慢してきた、小都市を含む町村が「平成の大合併」を契機として一挙に市町村合併に踏み切ったのに対して、これら6府県では人口増加による市町村合併は継続してきた延長線上の現象といえる点では、ある程度共通した特色を示すものといえる。

また、大都市圏周辺地域では日常生活圏において著しい特徴がみられる。日常生活圏を代表する指標として都市の通勤圏についてみると、東京特別区や大阪市の通勤圏は広大な面積を占め、その内部においては地元の都市の通勤圏はきわめて貧弱なものとなる。そして、大都市から遠距離になるにつれて大都市への通勤が困難となるので、地元の中心都市の通勤圏が発達するようになる。その際には、地元の都市と大都市との労働条件の差異が顕著に現れるので、玉突型通勤圏に代表されるように「通勤圏の傾斜」が発達する。農村地域が広がる千葉県や兵庫県では玉突型通勤圏がみられる。ただし、東京特別区の通勤圏のうちでも埼玉県や茨城県ではそれほど明確ではなく、兵庫県の場合に大阪市の通勤圏に対する「傾斜」といえるかどうかは疑問である。奈良県や京都府では玉突型通勤圏が発達することなく、山間部の過疎地域に移行する。

大都市圏周辺地域では、交通がよく発達していて通勤圏や日常生活圏が広い面積を占めるので、近隣のどの市町村と合併しても日常生活圏を無視したために起こる不合理な市町村合併はみられない。地理的な制約が乏しいために政治的判断による市町村合併が有力となる。首都圏と関西圏では状況がかなり異なるとしても、大都市圏周辺地域では通勤圏（日常生活圏）の形状が市町村合併にそれほど影響しなかった地域とみることができる。

市町村の財政力においても大都市圏周辺地域においては一般的に高いのが特徴といえる。表2によって6府県の平均財政力指数をみると府県間に差はあるが、地方圏の市町村の財政力指数と比較すると大きな差がある。「平成の大合併」においてはとくに市町村財政の改善が重要課題であるだけに、財政力の問題が市町村合併に大きく関わることはいうまでもない。

各府県が作成した合併推進要綱や合併推進構想には各府県の間に顕著な差異がある。上述したように、京都府と兵庫県では府県の市町村合併に対する独自性が強く、両府県

では少なくとも合併推進要綱の基本的パターンは作成されなかった。とくに兵庫県の場合には、合併の必要性を否定したわけではないが、市町が合併のために支出する特別な費用に対する合併特例交付金は支給されず、市町合併は市町の主体的努力に委ねられた<sup>(45)</sup>。

合併推進要綱の基本的パターンは兵庫県を除くと表4のようになる。京都府と奈良県では大規模(A)と小規模(B)の2つの組み合わせを示したが、府県によって目標の人口規模が大きく異なる。とくに過疎地域の多い京都府や奈良県の小規模な組み合わせにおいては、人口3万人未満の町を目標とするものが多いのに対して、埼玉県や千葉県では10~20万人の都市を目標とする地区が多い。茨城県では市町村合併による市制施行の町村が多かったことはすでに指摘したが、合併推進要綱の合併目標では人口3~5万人の地区はまったくなく、それよりも大きい人口をもつ都市への合併が目標であった。人口50万人以上の合併を目標にした地区のなかには、埼玉県の越谷市地区(82.4万人)と川口市地区(69.3万人)、千葉県の千葉市地区(95.4万人)、茨城県の水戸市地区(58.5万人)とつくば市・土浦市地区(50.4万人)など政令指定都市を目標とするものもあったが、さいたま市と千葉市以外には実現しなかった。

合併新法のもとでさらなる合併を狙った合併推進構想も、府県によってさまざまである。独自の合併推進要綱を発表した京都府と兵庫県では、合併推進構想は作成されなかったし、茨城県では、上述のように、合併の可能性が高い龍ヶ崎市と利根町の合併を構想対象地域に指定して合併を推進したが、実現しなかった。茨城県では合併市町村による若干の市町村界の変更はあるが、合併推進要綱の基本的パターンをもって「将来の望ましい市町村の姿」と考えた。埼玉県や千葉県、奈良県では、図3、図6、図9に示すように、旧特例法のもとで合併した市町をも含めて県内全域が「将来の望ましい市町村の姿」に修正された。それらは道州制の導入などに向けて目標とすべき市町村の形態を示したものであった。埼玉県と千葉県の合併推進構想では合併推進要綱の基本的パターンよりも大規模なパターンが提示され、奈良県では既存の合併地域を考慮して合併パターンの変更がみられた。

合併後の市町の状況は表6に示される。茨城県と兵庫県では合併後の市町のうち合併によって形成された市町の比率が56.8%や43.9%と著しく高い。合併によって形成された市町のうちでは、人口10~30万人クラスの都市が多く形成された埼玉県を除いて、人口3~10万人クラスの都市が形成された場合が最も多いといえる。人口1万人未満の町村は6府県合計では36(13.4%)存続するが、そのすべては非合併町村であり、奈良県では46.2%ととくに高い。人口1万人未満の町村比率の変化(2000~10年)を仮に「合

併の効果」と呼ぶと、兵庫県では37.5%から0%に減少しており、6府県のなかでは効果が最大であったといえる。

## 2. 市町村合併にみられる大都市圏周辺地域の特徴

6府県の市町村合併を合併成立、合併協議会解散または離脱、合併協議会不参加の3つの形態に分類し、それぞれについて市町村の人口規模（2000年）と財政力指数（2000年度）の状況を見ると表2のようになる。合併成立の市町村比率（合併率）が高いのは茨城県（77.7%）と兵庫県（75.0%）であり、とくに低いのは奈良県（25.5%）であり、千葉県（47.5%）と埼玉県（46.7%）がこれに続く。合併協議会解散または離脱の市町村の比率が高いのは、繰り返し述べるように、奈良県（53.2%）を筆頭に千葉県（33.8%）、埼玉県（33.7%）であり、低いのは兵庫県（6.8%）と茨城県（10.6%）である。合併協議会不参加の市町村比率は奈良県の21.3%から茨城県の11.7%まで府県間の差は小さい。

さらに表2によって6府県の平均人口や平均財政力指数を比較すると、府県間の差異が大きいことがわかる。九州各県においても一般的にみられたように（森川2012b）、合併市町村は——一部の例外を除いて——人口規模、財政力指数ともに小さく、厳しい条件下にある市町村ということが出来る。それに対して、合併協議会解散または離脱の市町村、合併協議会不参加の市町村に向かうにつれて人口規模が大きく財政力も強くなり、合併の必要性に対する認識が低下する傾向がある。合併成立の市町村の平均人口が大きくなるのは、京都市のような大都市の合併が例外的に含まれるためである。また、小規模な過疎町村が多く残された奈良県では数値の逆転がみられ、合併成立の市町村の財政力指数が最も低いとはいえない。

大都市圏内の3都府県（東京都、神奈川県、大阪府）においては市町村合併がほとんど行われなかったが（森川2011c）、大都市圏周辺地域では町村でも人口規模が大きく、財政状況が良好なため、合併に対する熱意はそれほど高くなく、そのために協議会解散や離脱の市町村が多いという傾向がある。それは、北海道や奈良県南部におけるように、市町村の面積的な関係から合併のメリットがないのとは違って、合併しても経済的・社会的効果が乏しいことによるものと考えられる。埼玉県でも千葉県でも協議会解散や離脱による単独存続の町村が多くみられる。奈良県南部では北海道と同様に地理的事情によって合併の効果が得られないと考えられるが（森川2010a）、県北部では、財政的理由よりも歴史的遺産を抱えた由緒ある地名の喪失や地域共同体の崩壊なども重要な要因

となったものと考えられる<sup>(46)</sup>。

第2の特徴は、都市同士の合併がほとんどみられないことである。クラスター分析によって類似の市町村を束ねる場合には問題にならないため、合併推進要綱では都市同士の合併をとくに避ける傾向はみられないが、自立能力をもった都市が隣接都市と合併して市役所を失い、行政機能が隣接都市に移行するのは都市の中心性低下の面からみても許されない。都市同士の合併を避けるために、都市はその周辺に残された2・3の町村と小規模な合併を行うことになる。その点では、さいたま市のように合併によって特別の権限が得られた場合には問題は別である。

第3の特徴は、繰り返し述べるように、茨城県や兵庫県において新市の誕生が多いことである。これは町村の人口規模と関係したものと見える。「昭和の大合併」が終了した時点から高度経済成長期を経て「平成の大合併」が起こる直前までの期間（1960～2000年）の市町村の状況をみると、表1に示すように、両県では人口1～3万人クラスの町村が多く、その多くは合併している。これに対して、埼玉県や千葉県では表4に示すように、「平成の大合併」の実施以前に——人口増加による単独での市制施行によって——多くの新市が誕生し、人口1～3万人クラスの町村はあまり残されていなかったといえる。茨城県では町村の人口増加のもとで市制施行予備軍ともいえる人口1～3万人クラスの町村が多く存在しており、それらが周辺の1～3の町村と合併することによって新市を形成したのである。

ただし、茨城県と兵庫県とを同一の性格をもつものとはいえない。合併特例法では人口3万人以上という以外に別の条件が削除されているため、多数の町村が合併しても人口基準に適合すれば市制を敷くことができるため、兵庫県では養父市や宍粟市、朝来市、丹波市などはいずれも多数の市町の合併によって市制を敷いたものである。淡路市や南あわじ市も、人口増加によって形成されたものとはいえない。

したがって、東京大都市圏周辺地域においてはその地域的特徴を強く反映したものと考えることができる。つまり、東京大都市圏周辺地域には埼玉県や千葉県のように、市町村の人口規模が大きく、財政的にも合併の必要性をそれほど感じない地域があるが、そのほかに、市制施行予備軍の町村を多く抱え、この機会に大量の新市を誕生させた地域があったとみることができる。埼玉県や千葉県では市制施行予備軍とみられる町村はあまり残されておらず、東京大都市圏からより離れた位置において都市化の影響を受けてきた茨城県において、小規模な合併による大量の新市の誕生となったものと理解することができるのである。それは東京都まで含めて考えると、大都市圏内部では市町村合

併はきわめて少なく、その外側に協議会解散や離脱による合併不成立の地域があり、その外側に合併による大量の新市誕生地域が現れることになると考えられる。

最後に、東京大都市圏周辺地域と大阪市を中心とする関西大都市圏周辺地域とを比較すると、先にも触れたように、関西地域では人口増加が乏しく活力に乏しいため、大都市圏周辺地域の発達が著しく遅れたものといえる。表1によると、「昭和の大合併」直後から「平成の大合併」の直前まで人口3万人以上の市町の構成比率には明らかに差があるし、新市の誕生も少ない(表5参照)。表2による合併市町村の平均財政力指数においても、東京周辺では千葉県の0.477を最低とするのに対して、関西地域では兵庫県の0.413が最高である。これらの点には関西の地盤沈下が反映されるが、表2の市町村合併率にはとくに差異が認められるわけではない。

### 3. 合併市町村に対する支援

最後に、各県が合併市町村に交付した合併特例交付金について触れておきたい。市町村合併のために交付される合併特例交付金は府県によって異なり、6府県担当課の説明はさまざまである。

埼玉県では2004年度から合併準備支援事業交付金として0.8億円＋(合併関係市町村数－2)×0.2億円が適用され、合併新法のもとでも同一金額が支給され、総額14.0億円が支給された<sup>(47)</sup>。そのほか、法定協議会の設置については上限200万円が支給された。千葉県では九州の多くの県でみられたように、旧特例法のもとでの合併では5億円＋(合併関係市町村数－2)×1億円の算定式が適用され、交付金額の上限は10億円とされた。合併新法下での合併では2.5億円＋(合併関係市町村数－2)×0.5億円の算定式により上限は5億円とされ、旧特例法よりも少額の交付金となった。そのほか、合併協議会に対する交付金もある。茨城県では1994～99年の市町村合併特例交付金は1合併市町村当たり一律5億円であったが、1999年の改正以降は1合併関係市町村当たり2.5億円となった。すなわち、合併関係市町村数が考慮されるようになり、5市町村の合併の場合には $2.5 \times 5 = 12.5$ 億円となる(茨城県2008:32)。

京都府では「府独自の合併に特化した交付金」制度がない点では長野県や兵庫県の場合と類似する(森川2010b)。2004年度から「京都府市町村未来づくり交付金」を設けて①合併協議会が行う調査研究・啓発事業などや、②合併市町村が市町村建設計画に基づいて実施する重点事業について支援しているが、この交付金は合併市町村にのみ交付されるものではなく、京都市を除く全市町村のまちづくり事業等に対して交付されるも

ので、合併特例交付金とは主旨を異にする。兵庫県においても、上記のように、市町村に対する合併特例交付金は支給していない。ただし、注(33)で説明したように、合併協議支援事業（法定合併協議会への市町負担金が対象）や合併準備支援事業（電算統合や条例等調査事業等が対象）に対して、財政力指数により異なる単価を助成額の上限額として補助しているが、通常の合併特例交付金と比べると金額は少ないように思われる。奈良県の合併特例交付金は合併関係市町村数×1億円であるため、下限は2億円となる。奈良県の合併特例交付金総額は12億円であったといわれる。

このようにして、大都市圏周辺地域の府県には合併特例交付金が支給されないところもあるし、中国地方や九州、東北地方でよくみられた計算方式よりも少額のものが多い。もちろん、合併の際には人的支援があり、府県の職員が派遣されていたが、市町村合併に対して府県が積極的に関与したとはいえない。先に触れたように、大都市圏周辺地域の府県では——表5に示すように単独での市制施行が多いとはいえ——これまでも市制施行が多く、「平成の大合併」は合併特例交付金の支給なしに行われてきたこれまでの市町村合併の延長線上にあるとみられるため、市町村にとっても「平成の大合併」に対して地方圏におけるほど大きな期待はなかったものと推察される。

## IX むすびにかえて

前章でも述べたように、大都市圏周辺地域は大都市通勤圏の周辺部に位置し、日常生活圏が広いため合併相手の選択肢が広く、また人口が大きく財政力豊かな市町村が多いため、市町村合併はそれほど切実な問題とはならなかった。府県の合併特例交付金の額も地方圏の諸県よりも少ない場合が多く、市町村の自由な対応に任せる傾向があった。合併研究会や勉強会は開催されたが、合併協議会には不参加の市町村も相対的に多く、協議会の解散や協議会からの離脱による非合併の市町村も多いことが一般的特徴として指摘される。なお、都市同士の合併は回避され、小規模合併が多いことも特徴の1つに数えられよう。

しかし、大都市圏周辺地域といってもここにあげた府県は、大都市圏周辺地域と完全に一致するわけではなく、府県域の一部だけが大都市圏周辺地域に該当するとみられるので、府県単位に説明することには問題があることを認めざるを得ない。それでも、人文地理学の立場から「平成の大合併」について考察する場合には、中心から周辺に向けての圏構造的な地域差の存在がとくに注目される。

そうしたなかでは、府県間の著しい多様性がみられる。合併推進要綱や合併推進構想にも種々の差異がみられたし、埼玉県や千葉県では協議会解散や離脱による非合併市町村が多いのに対して、茨城県や兵庫県のように、市制施行予備軍の町村を多く抱えた地域では新市が多く誕生した地域もある。とくに、首都圏と関西圏の周辺地域では市町村の人口増加率や財政力指数において著しい差異があることも明らかとなった。

大都市圏周辺地域においても、人口1万人未満の小規模町村が少数ながら非合併のまま取り残されていることも判明した。合併の経緯をみると、住民の納得のもとに非合併を貫いた小規模町村もあるが、十分に協議を尽くして妥当な結論に到達しないままで「平成の大合併」期間が終了した場合もある。小規模町村のなかには、今後また合併かあるいは自治体連合のかたちへと動き出す可能性もあるように思われる<sup>(48)</sup>。

(もりかわ ひろし 広島大学名誉教授)

#### 【謝辞】

本研究に当たりご協力いただいた吉田正氏、奥村みちる氏（埼玉県）、下川耕平氏、中村龍夫氏（千葉県）、市毛直光氏、飯村勝輝氏（茨城県）、中越豊氏、安藤成司氏（京都府）、田中孝幸氏、門多宏樹氏（兵庫県）、上田博文氏、安田太津子氏（奈良県）をはじめ多くの方々のご厚意に感謝したい。なお、本研究には科学研究費補助金（B）「平成の大合併政策終了後の合併・非合併市町村の現状・行政課題の解明と合併政策の総括」（代表：静岡大学西原純教授）を使用した。

#### 【注】

- (28) 京都府・京都市長会・京都府町村会（2001）：『これからの市町村のあり方について』の「市町村の組合せ試案」による。
- (29) グリグリ「市区町村変遷情報 詳細」（[upd.uub.jp/](http://upd.uub.jp/)）による。
- (30) 相楽東部広域連合の説明による。
- (31) 兵庫県市町振興課の説明による。
- (32) 4町が合併したときには人口が5万人未満であったため篠山町となり、その日のうちに合併特例法（市制基準4万人以上）が適用されて篠山市となったという経緯がある（兵庫県市町振興課の説明による）。
- (33) 合併協議支援事業（法定合併協議会への市町負担金が対象）や合併準備支援事業（電算統合や条例等調査事業などが対象）に対して、財政力指数により異なる単価（財政力指数0.2以下の340万円が上限）でもって、市町負担金または実施事業費の1/2が補助された（兵庫県市町振興課の説明による）。
- (34) 猪名川町企画課の説明による。ただし、2008年にはこの4市町と兵庫県および3市町医師会でもって阪神北広域こども急病センターを設置しており、都市間の広域連携が活動している。
- (35) 多可郡4町が研究会を設置して西脇市との合併を申し入れたが、西脇市議会が拒否し、黒田



庄町だけが西脇市と合併した（西脇市企画課の説明による）。

- (36) 姫路市企画課の説明による。
- (37) 8つの指標とは、①介護保険分野の共同処理、②保健医療分野の共同処理、③ゴミ処理の共同処理、④消防の共同処理、⑤し尿処理の共同処理、⑥同一の広域市町村圏への帰属、⑦町村会・町村議会町会の取り組み、⑧住民アンケートによる50%以上の合併意向であり、行政的な市町村間の組み合わせがとくに重視されている（奈良県2001：3）。
- (38) 3市町村からなる橿原・高市広域市町村圏は細分されなかったもので、実際に細分されたものは13である。
- (39) グリグリ「市区町村変遷情報 詳細」（[upd.uub.jp/](http://upd.uub.jp/)）による。
- (40) グリグリ「市区町村変遷情報 詳細」（[upd.uub.jp/](http://upd.uub.jp/)）による。
- (41) 野迫川村役場の説明による。
- (42) 明日香法では、古都保存法の指定地域のなかでも明日香村は全村が歴史的風土として保存されるべき特別の地域であるとされ、明日香村が国から補助金の交付を受けて行う特定事業（道路、下水道、都市公園などで明日香村整備計画に基づき行われる事業）に必要な経費は、通常の補助率より高率な補助をもらえること（かさあげ措置）になっている。
- (43) 東吉野村総務企画課の説明による。
- (44) 奈良県市町村振興課の説明による。
- (45) 兵庫県市町村振興課の説明による。
- (46) 奈良県では上記のような特別な理由が考えられるが、そのほかにも、宮崎県の40.9%のように、「昭和の大合併」によって町村の人口規模が比較的大きく、「平成の大合併」への取りかかりが遅かったところでもその比率が高いので（森川2012b）、その理由付けは様ではない。
- (47) この総額にはさいたま市と川口市は含まれていない。さいたま市では2001年の合併時は交付要綱が作成されておらず、2005年の合併時には人口50万人以上の市は交付対象から除外された。川口市の合併は要綱の失効後の合併であるため交付されなかった。
- (48) たとえば茨城県の市町村長に対するアンケート調査（2006年）の結果によると、合併後の全44市町中32（72.7%、複数回答あり）が中長期的には合併の必要性を認めているという（茨城県2007：32）。

#### 【引用文献】

- 茨城県（2007）：『茨城県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想』
- 茨城県（2008）：『茨城県市町村合併史』
- 茨城県市町村推進委員会（2000）：『茨城県における市町村合併に関する調査検討報告書』
- 埼玉県（2001）：『埼玉県市町村合併推進要綱』
- 埼玉県（2007）：『埼玉県市町村合併推進構想』
- 埼玉県市町村合併研究会（2007a）：『事例から見た市町村合併（埼玉県市町村合併研究会報告書）』
- 埼玉県市町村合併研究会（2007b）：『事例から見た市町村合併（埼玉県市町村合併研究会報告書、資料編）』
- 市町村合併問題研究会編（2001）：『全国市町村合併地図』ぎょうせい
- 千葉県（2000）：『千葉県市町村合併推進要綱』

([www.pref.chiba.lg.jp/shichou/kouiki/gappei/documents/siryou5.pdf](http://www.pref.chiba.lg.jp/shichou/kouiki/gappei/documents/siryou5.pdf))

千葉県 (2006) : 『千葉県市町村合併推進構想』

([www.pref.chiba.lg.jp/shichou/kouiki/gappei/documents/siryou6.pdf](http://www.pref.chiba.lg.jp/shichou/kouiki/gappei/documents/siryou6.pdf))

千葉県 (2010) : 『千葉県市町村合併史 — 平成の市町村合併の記録 — 』 (第2版)

奈良県 (2001) : 『奈良県市町村合併推進要綱の概要』 ([www.pref.nara.jp/secure/48451/gaiyou.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/48451/gaiyou.pdf))

奈良県 (2006) : 『奈良県市町村合併推進構想』 ([www.pref.nara.jp/secure/47730/naraken\\_kousou.pdf](http://www.pref.nara.jp/secure/47730/naraken_kousou.pdf))

森川洋 (2008) : 『行政地理学研究』 古今書院

森川洋 (2010 a) : 北海道における「平成の大合併」の特色、北海道自治研究503 : 2 - 11

森川洋 (2010 b) : 長野県の市町村合併、信州自治研226 : 10 - 17

森川洋 (2011 a) : 中国地方5県における「平成の大合併」の比較考察、自治総研387 : 32 - 61

森川洋 (2011 b) : 愛知県における「平成の大合併」、愛知教育大学地理学研究報告112 : 1 - 13

森川洋 (2011 c) : 大都市圏における「平成の大合併」、自治総研390 : 26 - 46

森川洋 (2011 d) : 通勤圏との関係からみた「平成の大合併」、地理学評論84-85 : 421 - 441

森川洋 (2012 a) : 『地域格差と地域政策 — ドイツとの比較において — 』 古今書院

森川洋 (2012 b) : 九州における「平成の大合併」の比較考察、自治総研403 : 99 - 122、404 : 69

- 88、405 : 57 - 81